明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五〇）　一

〔**府令・省令**〕

○労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**九）　四

○農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一三）　七

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二一〇～二一七）　一〇

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二一八）　一六

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二一九～二二一）　一六

〔**官庁報告**〕

国家試験

令和四年度情報セキュリティマネジメント試験合格者（経済産業省）　一八

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　二八

特殊法人等

令和三年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）、令和三事業年度財務諸表（国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所）関係　三六

会社その他

会社決算公告　四一

府令

○内閣府令第五十号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四条第一項、第十六条第一項及び第三十四条の十第一項の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年八月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄